

希少種保全動植物園等の認定事務取扱要領

平成 30 年 6 月 1 日

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

第 1 章 総則

1. 通則

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第 5 章に規定する希少種保全動植物園等の認定、変更の認定、認定の更新、認定内容に係る変更の届出、認定希少種保全動植物園等の廃止の届出（以下「認定等」という。）の事務については、法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（以下「施行令」という。）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の規定によるもの及び希少種保全動植物種基本方針（以下「基本方針」という）第 7 の定めるによるもののほか、この要領の定めるところによる。

2. 認定申請書等の様式

認定等に係る申請書又は届出書等の様式は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の事務に係る様式について」（平成 30 年 6 月 1 日環自野発第 1806011 号自然環境局野生生物課長通知。以下「事務様式通知」という。）によるものとする。

3. 認定申請内容等の事前指導

認定等に関し相談を受けたときは、対象となる行為の内容及び申請書又は届出書の内容が法、施行令、規則、基本方針及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては行政手続法第 32 条から第 36 条の 2 までの規定に留意するものとする。

4. 認定申請書の処理等

認定等に係る申請書及び届出書の受領並びに申請の処分に係る事務は、いずれも自然環境局野生生物課希少種保全推進室が行う。

認定等に係る申請書又は届出書が提出されたときは、当該申請書又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者又は届出者に補正させる。認定等に係る申請については、不備又は不足がない申請書が提出された日から遅滞なく必要な事項について審査し、処理するものとする。認定等の申請に係る処理案については、原則として、当該申請に係る動植物園等の所在地を

管轄する地方環境事務所等に意見照会を行うこととする。また、意見照会に当たっては、地方環境事務所等に申請の要点を示すこととする。

認定等に係る届出については、不備又は不足がない届出書を受領するものとする。

認定等に係る申請の処分については、環境省行政文書管理要領に定めるとおり、いずれも自然環境局長の専決事項とされている。申請に対する処分結果については、当該申請に係る動植物園等の所在地を管轄する地方環境事務所等に通知することとする。

第2章 認定の審査

5. 認定基準等の細部解釈と審査に係る留意事項

(1) 「動物園、植物園、水族館」(法第3条第3項)、「昆虫館」(規則第1条の3)

これらの施設を個別具体的に示す定義はないため、法第2条第3項に規定する「動植物園等」への該当有無は、その施設の名称によってではなく、その事業・施設の態様等を踏まえ、あくまで法及び規則に規定する主たる目的を有しているかどうかによって判断する。

(2) 「野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするもの」(規則第1条の3)

いわゆるペットショップ、ペットレンタル事業、動物カフェ等の施設が該当する。飼養等及び展示も同時に行っている施設においては、いずれの目的が最も優先されるか(いずれの目的が当該施設の経営基盤とされているか等)を勘案し、飼養等及び展示よりも生体販売・貸出し又は飲食物の提供が主目的であると判断される施設は、「動植物園等」には該当しない。例えば、生体販売・貸出しによる事業収入が飼養等及び展示に係るものよりも明らかに大きい施設や、施設内の動植物鑑賞のために入場者に必ず飲食物の購入を求めている施設などは「動植物園等」には該当しない。なお、「動植物園等」に該当しない施設は、希少種保全動植物園等の認定の対象にならない。

(3) 「動植物園等を設置し、管理する者(法人に限る)」(法第48条の4)

認定申請の主体は、動植物園等の設置者又は管理者のいずれも可能であり、双方の間の調整・合意により決定されるものである。管理者が申請主体となる場合は、設置者からの管理委託関係を明確にする必要がある。

なお、管理者が申請主体となり認定を受け、認定の有効期間の満了前に当該管理者の変更があった場合は、当該管理者が認定に係る動植物園等を管理しないこととなるため、法第48条の5第4項に基づく廃止届を提出させることとする。また、認定を受けた者が管理する動植物園等がなくなることから、当該認定は当然失効する。このため、引き続き当該動植物園等の認定を受けようとする場合は、新たな管理者又は設置者が新規の認定申請を行う必要がある。

(4) 「当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種」(法第48条の4第1項第1号ほか)

「希少野生動植物種」とは、法に基づく国内希少野生動植物種(特定第1種国内希少野生動植物種及び特定第2種国内希少野生動植物種を含む)、国際希少野生動植物種及び緊急指定種が該当するため、これら申請すべき種に漏れがないよう留意する。環境省

等のレッドリスト掲載種であっても、法に基づくこれらの種に指定されていないものは該当しない。

「取り扱われる」とは、申請時に当該動植物園等において現に飼養栽培されている全ての希少野生動植物種のほか、現に飼養栽培されていないものの今後その予定がある種を含む。ただし、このような種についても飼養等及び譲渡し等の実施体制・飼養栽培施設・計画に係る事項を申請させる必要があることから、これらの事項が明確ではない種を申請に含めることはできない。また、死亡した個体又は個体の器官・加工品のみを取り扱っている種については含まない。

(5) 「飼養等及び譲渡し等の目的が、第 13 条第 1 項に規定する目的に適合すること」
(法第 48 条の 4 第 1 項第 1 号)

目的に応じた計画に基づく譲渡し等が規制の適用除外とされるため、該当すると考えられる目的すべてを種ごとに申請させる。ただし、法第 13 条第 1 項に規定する譲渡し等の許可の目的は、公益的なものに限られていることに留意する必要がある。例えば、商業的な繁殖又は種の保存に資さない研究のための飼養等及び譲渡し等については、本条に規定する繁殖又は学術研究の目的とは認められない。

(6) 「飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設」「飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるもの」(規則第 36 条)

①実施体制

取り扱われる希少野生動植物種ごとに、以下の要件を全て満たす又はこれと同等の能力を有すると認められる飼養栽培担当者及び計画管理者の配置が必要である(いずれも同一の者が複数種を担当することを妨げない。また、「計画管理者」とは、対象種の飼養等及び譲渡し等の計画を確実に実施できるよう管理を行う者を言い、認定を受ける対象となる動植物園等の管理者のことではない。)。加えて、動植物園等の施設全体として、傷病・疾病への適切な対処ができる体制も求められる。

(担当者の要件)

- ・ 動植物園等における動植物種の飼養栽培の実務経験を通算 5 年以上有すること又は通算 3 年以上かつ適当な学歴を有する(学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の飼養栽培に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する) こと
- ・ 担当する希少野生動植物種又はその類似種・近縁種の繁殖期と非繁殖期における飼養栽培の実務経験を有すること(類似種・近縁種が入手困難等、やむを得ない事由により実務経験を積めない場合には、対象種の繁殖期及び非繁殖期の飼養栽培に係る知見を有する動植物園等において研修等により当該知見を習得したと認められること)

類似種・近縁種の範囲については、対象種の生態及び飼養栽培方法の観点で判断すれば良く、必ずしも分類上の考え方に基づく必要はない。

- ・繁殖を目的とする種の担当者については、当該種又はその類似種・近縁種の繁殖を目的とした飼養栽培に取り組んだ経験を有すること又は当該動植物園等において過去に繁殖に取り組んだ実績を有し、その知見を担当者が活用できる体制であること
(計画管理者の要件)
- ・対象種の飼養等及び譲渡し等の計画を確実に実行するよう、担当者による飼養等の方針及び対象種の個体の譲渡し等の方針を決定するとともに、担当者の指導監督等を行うことができる役職に就いていること
(傷病・疾病・病虫害への対処体制の要件)
- ・鳥インフルエンザや口蹄疫といった感染症の予防及び傷病・疾病個体が生じた場合の適切な対処のための体制として、獣医師の配置や連携の体制、対応マニュアル等が整備されていること(植物園においては、植物園として長年にわたって絶滅危惧種の栽培を安定して継続している実績があること又は樹木医等の植物の病虫害に関する十分な知見を有する者が配置されていること等、病虫害に適切に対処できる体制を有すると認められること)

②飼養栽培施設

動植物園等の施設全体として、鳥インフルエンザや口蹄疫といった感染症の感染個体など、傷病疾病個体について適切に対処できる救護又は隔離等のための施設・スペースの配置が原則として必要である。ただし、取り扱われる希少野生動植物種が植物のみである植物園についてはこの限りではない。

また、繁殖を目的とする種については、当該種のペアリング、孵化、育雛、哺育、培養のために必要な施設・スペースの配置が必要である。教育を目的とする種については、一般公衆向けに個体を展示するための施設・スペースなどの配置が必要である。同様に、学術研究その他を目的とする種については、それぞれ目的の内容に応じて、必要と考えられる施設・スペースの配置が必要である。

なお、飼養栽培施設の審査は、希少野生動植物種の安定的な飼養栽培を確保することができるかといった種の保存の観点から行うものであり、いわゆるアニマルウェルフェアの観点から行うものではない。種の保存の観点から審査を行うという点は、実施体制の審査においても同じである。

(7)「飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真(規則第39条第1項第2号)

申請書添付図面として、動植物園等における上記の飼養栽培施設の配置が示された配置図及び各施設の規模(面積及び高さ)と構造が示された平面図・立面図等を求めるも

のである。また、各施設における外観及び関連設備等の写真の添付を求めるものである。

(8)「飼養等及び譲渡し等に関する計画」「飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるもの」(法第 48 条の 4 第 1 項第 3 号)(規則第 37 条)

計画の記載事項は、事務様式通知に示す様式第 65 別紙 2 のとおり、対象種の飼養等及び譲渡し等に関する全体方針、目標、飼養等の方針、他園館との連携・協力体制、譲渡し等の方針及びその他必要な事項(生息域内保全に係る事業に寄与する種についてはその内容等)とする。希少野生動植物種ごとに作成することとされているが、計画内容が大きく異なる種については、1つの計画で複数種を対象とすることも差し支えない。

計画の内容には、個体の傷病・疾病に対する適切な対処について示されるとともに、対象種の飼養等及び譲渡し等の目的に沿った内容が求められる。例えば繁殖を目的とする場合には、遺伝的多様性の保持に可能な限り配慮されており必要かつ可能な場合には他園館との適切な連携体制を有していること等が明確に示されている必要がある。なお、希少野生動植物種の生きた個体をマスメディアに過度に出演させる又は人との過度な接触をさせる等の繁殖に支障を及ぼすような生体の取扱いをしている場合は、繁殖を目的とした計画の基準には適合しない。教育を目的とする場合には、その個体展示等の内容が個体の安定した飼養等に支障を及ぼすものではなく希少野生動植物種の生息・生育状況や保全施策について適切に普及啓発されるものであること、学術研究目的の場合には、研究目的や内容が繁殖技術確立等の種の保存に資するものであって成果が広く関係者に活用されるものであること等について、計画に示されている必要がある。

このほか、計画の内容は、対象種の特性に応じた取扱いについても考慮されるべきであり、例えば、必要に応じて、繁殖を目的とした哺乳類や鳥類の種は繁殖期の一般展示を控える、多産な昆虫類等は繁殖制限を検討する、淡水魚類は地域ごとの系統を重視して飼養管理する、維管束植物については種の状況に応じた最適な繁殖形態(有性生殖、無性生殖、自家受粉等)を検討する等の配慮が示されるべきである。一方で、希少野生動植物種は大型哺乳類から昆虫や植物まで幅広い分類群で指定されているため、種によって求められる計画の内容は大きく異なり得ることに留意が必要である。

なお、譲渡し等の規制の適用除外とするためには、この計画において、想定される譲渡し等の考え方を示す必要がある。

(9)「前号の計画が確実に実施されると見込まれること」(法第 48 条の 4 第 1 項第 4 号)

上記(6)の実施体制として示した計画管理者が配置されていること、必要に応じて複数の園館との連携体制が確保されていること等によって担保されるものである。この

ため、計画の確実な実施という観点からも、計画管理者の配置及び連携体制の確保について確認する。

(10)「展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること」(法第 48 条の 4 第 5 号)

規則第 38 条各号に規定する基準のすべてに適合する必要がある、同各号のいずれかの基準のみに適合している場合は認定できない。

(11)「展示の方針が、当該種が置かれている状況、その保存の重要性並びにその保存のための施策及び事業についての適切な啓発に資すると認められるもの」(規則第 38 条第 1 号)

「展示」とは、申請に係る動植物園等が、取り扱う希少野生動植物種に関して行う環境教育・普及啓発を指し、生体の展示だけでなくパネルによる解説展示なども含まれる。本規定は、申請時に現に実施している展示の内容ではなく、認定希少種保全動植物園等として展開していく環境教育・普及啓発の方針を求める趣旨である。また、種ごとではなく、動植物園等の施設全体としての希少野生動植物種の展示の方針を求めるものである。

環境教育・普及啓発は、基本方針第八の 4 の趣旨を参考とし、最新の科学的知見を踏まえつつ実施することが重要である。また、環境教育・普及啓発の内容が、その種の生態等を誤って伝えてしまうもの、個体の安定した飼養等に支障を及ぼすもの又は人と過度な接触を伴うものなどは、広報効果はあったとしても、本規定の「適切な啓発に資する」とは言えない。

(12)「一種以上の個体について繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるもの」(規則第 38 条第 2 号)

「個体」には、法の定義に基づき政令で指定された卵及び種子も含まれる。また、認定の有効期間において実際に繁殖に取り組むことを求めた規定であるため、その結果として繁殖に成功しなくても本規定に抵触するものではない。繁殖を飼養等及び譲渡し等の目的として申請された種については当然本規定に該当することとなるため、当該種の繁殖に係る担当者の経歴や動植物園等の実績、個体の飼養栽培状況や繁殖に必要な施設の有無などとの整合に留意する。

「繁殖させることに寄与する」については、自らの施設で実際の繁殖を行う予定はないものの、当該種の繁殖について連携している施設からの余剰個体を受け入れる場合などが該当する。単発的・偶発的に不特定の施設から余剰個体を受け入れるような場合は該当せず、あくまで複数の動植物園等と当該種の繁殖の取組について連携している場合であって、その連携施設全体による繁殖の計画において、各施設の飼養栽培スペースの

制約に伴い発生する余剰個体を受け入れる施設として自らの動植物園等が位置づけられている場合に限られる。

なお、そもそも譲渡し等の規制がかからない特定第一種国内希少野生動植物種や商業的な繁殖が可能である等として譲渡し等の規制の適用を除外されている種については、繁殖の取組を求める意義が認められないため、本規定の対象にはならないこととされている。

(13)「その取り扱う国内希少野生動植物種のうち一種以上の個体」(規則第 38 条第 3 号)

生息域内保全への寄与を求める観点から、国内希少野生動植物種に限定した規定であり、国際希少野生動植物種は本規定の対象にはならない。

(14)「その生息地又は生育地における、当該種の個体の繁殖の促進、当該生息地又は生育地の整備その他の当該種の保存を図るための事業」(規則第 38 条第 3 号)

法に基づく保護増殖事業計画や、類似の条例に基づく保護増殖の計画に基づく事業又はこれらの計画内容と整合した事業であって、生息域内保全に係るものが想定される。具体的には、生息域内における生息状況等の調査又は生息環境の整備等に係る事業のほか、野外調査では把握困難な繁殖特性等の知見集積や野生復帰させうる資質を保つ飼養栽培又はそのための技術開発など、野生復帰に資する飼養栽培に係る事業(既にこのような知見集積や技術確立済みの種に係るものを除く。)や、傷病個体の救護・リハビリ及び放野又は放野不可能な個体の飼育下繁殖等への活用に係る事業などが該当する。

また、種の保存に資する適切な事業として認められることが必要であるため、原則として、事業主体として行政機関が参画していることや認定の有効期間中の事業継続が見込まれることが求められる。行政機関が全く参画していない事業又は保護増殖の計画が策定されていない種に係る事業については、当該事業の内容又は計画策定等への適切な指導助言を行うことのできる有識者の関与を確認するなど、個別にその事業の適切性及び継続性について判断する。

(15)「寄与すると認められるもの」(規則第 38 条第 3 号)

上記事業に主体的・継続的に参画すること(事業主体の一員となること)を求めるもの。動植物園等として参画することが必要であり、職員の私的な参画では認められない。また、事業主体の一員としての参画が求められるものであり、原則として単年のみや 1 回のみなどの限定的な参画では認められない。例えば、生息状況調査や生息環境整備等への参画にあたっては、動植物園等の業務の一環として例年職員を派遣することなどが求められる。傷病個体救護等への参画にあたっては、対象種の傷病救護個体を受け入れている動植物園等であっても、受入れ後の取扱いが事業内容に合致していない又は他の

事業主体との連携がない等、事業主体の一員として実施していると見なせない場合には認められない。

なお、「寄与すると認められる」か否かは、当該事業の計画内容との整合性によって判断する。事業計画が未策定である場合は、上記のとおり当該事業の適切性を確認するとともに、当該事業に関わる有識者及び当該事業区域を管轄する地方環境事務所その他の関係行政機関に助言を求める等して判断する。

(16) 「適法に取得されたと認められるもの」(規則第 38 条第 4 号)

ここで言う適法とは、種の保存法のみならず、例えば外為法や関税法、文化財保護法といった希少野生動植物種の保護や流通管理の観点からその個体の取得又は移動について制限をかけている各種法令を遵守することも含まれる。取得の経緯については、原産地からの捕獲等・輸入、繁殖、寄贈など多様な形態があり得るが、その取得経緯が適法なものである必要がある。ただし、犯罪捜査に係る押収品の保護として個体を取得した場合など、過去に違法な取得経緯を有するものの種の保存の観点から適切な取得と認められるものについてはこの限りではない。

審査にあたっては、多様な流通経緯における幅広い関係法令の遵守状況を個体ごとに証明させることは困難な場合も想定される。このため、申請者が覚知できる範囲の各個体の取得経緯について、個体取得記録などを添付させて申請させ、取得経緯の適法性が明確ではない個体(例えば申請者が業者から合法的に購入した個体であるものの原産地からの取得の適法性が疑わしい場合)については、必要に応じてその個体の適法な取得を証する書面を添付させる。

なお、認定後における個体の取得についても当然適法な取得が必要であり、新たな個体の取得についてはその経緯とともに規則 46 条に規定する記録・報告事項として定期的な報告を求めることとする。

(17) 申請者の欠格事項(法第 48 条の 4 第 4 項各号)

いずれの欠格事項にも該当しないことを制約する書面(事務様式通知に示す様式第 66 による。)を申請書に添付させることとしているが、必要に応じて地方検察庁その他の関係行政機関への犯歴照会等により確認する。

第3章 認定後の取扱い

6. 認定希少種保全動植物園等の公示の方法（規則第40条）

以下の事項について、環境省ウェブサイト公示する。

- ・認定等（認定、変更の認定、変更・廃止の届出、認定の更新又は認定の取消し）に係る者の名称・住所・代表者の氏名
- ・認定等を受けた動植物園等の名称・所在地
- ・認定等を受けた年月日
- ・認定の有効期間の満了日
- ・当該園館で取り扱われる希少野生動植物種の種名
- ・変更の認定を受けた場合は変更に係る事項に係る種名
- ・変更の届出をした場合は変更の内容

7. 変更の認定（法第48条の5第1項、規則第42条）

認定希少種保全動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種又はその飼養等及び譲渡し等の目的が認定後に新たに追加される場合や、飼養等及び譲渡し等の実施体制、飼養栽培施設又は計画が変更後も基準に適合することが明らかであると認められない場合は、法第48条の5第1項に基づく変更の認定を要する。一方、取り扱われる希少野生動植物種又はその飼養等及び譲渡し等の目的が認定後に削減される場合や、飼養等及び譲渡し等の実施体制、飼養栽培施設又は計画が変更後も基準に適合することが明らかであると認められる場合には、新たに認定の審査を行う必要がないため、規則第42条に基づき、変更の認定を要しない軽微な変更として把握される。例えば、認定希少種保全動植物園等における人事異動等による希少野生動植物種の担当者又は計画管理者の変更、飼養栽培施設の改修等に伴う施設の配置又は個体の飼育スペースの変更などについては、これらの実施体制又は飼養栽培施設の規模が大幅に縮減されるような場合を除き、基本的には変更後も認定基準に適合することが明確であるものとして、変更の認定を要しない。

認定希少種保全動植物園等において飼養栽培している種が、新たに希少野生動植物種に指定された場合には、認定希少種保全動植物園等であっても当該種の譲渡し等に原則として法第13条第1項の許可を要することについて、認定を受けた者に適切に周知する。

変更の認定に係る申請事項及び添付書類は、規則第41条第1項及び第2項に基づき、変更の内容に係るもののみで足りる。また、変更の認定があった場合も、当該認定希少種保全動植物園等の認定に係る有効期間に変更は生じない。

8. 変更の届出（法第 48 条の 5 第 3 項）

認定を受けた者の名称・住所、その代表者の氏名又は認定を受けた動植物園等の名称・所在地を変更した場合は、変更後、遅滞なく、その旨の届出を行うことを要する。ここで言う名称の変更とは、認定を受けた者（設置者又は管理者）そのものを変更することに伴うものではなく、認定を受けた者の代表者の交代や法人名の変更を指す。

また、法第 48 条の 5 第 3 項においては、前述のような「変更の認定を要しない軽微な変更」であって、環境省令で定めるものに限り、変更の届出を要することとされている。しかしながら、当該環境省令は定められていないため、「変更の認定を要しない軽微な変更」については、変更の届出も不要となっている。ただし、これらの軽微な変更についても定期的に把握することが望ましいため、規則 46 条に規定する記録及び報告事項として取り扱う。

9 廃止の届出（法第 48 条の 5 第 4 項）

認定を受けた動植物園等の閉鎖等により当該動植物園等の運営が将来にわたって不可能となった場合には、当該認定希少種保全動植物園等設置者等に廃止の届出を行わせる。また、動植物園等の閉鎖等を伴わない場合であっても、当該認定希少種保全動植物園等設置者等が、認定を受けた者から別の者に変更する場合等には、廃止の届出を行わせる。

休園等により希少野生動植物種の飼養等及び展示が一時的に行われなくなった場合には、運営再開の見込み等について当該認定希少種保全動植物園等設置者等に定期的な報告を行わせるなど適切に指導することとし、必要に応じて法 48 条の 11 第 1 項に基づく報告徴収及び立入検査を検討する。なお、運営再開の見込みが不明確であり休園等が長期間にわたるような場合であれば、廃止の届出がなされるべきであり、法第 48 条の 8 に基づく適合命令の対象となり得る。

10 記録及び報告（法第 48 条の 7）

計画に基づく飼養等及び譲渡し等の実施状況及び各種認定基準に係るものとして、以下の事項の記録及び報告を求める。ただし、そもそも譲渡し等が規制されていない特定第一種国内希少野生動植物種及び規則第 5 条第 2 項第 7 号から第 9 号に掲げる種並びに販売又は頒布等の目的以外の譲渡し等が規制されていない特定第二種国内希少野生動植物種については、その譲渡し等その他の状況に係る記録及び報告は簡易なものであっても差し支えない。

- ・取り扱われる希少野生動植物種の飼養等の状況（個体の新たな導入、繁殖、死亡等）
- ・取り扱われる希少野生動植物種の譲渡し等の状況（譲渡し等の日時・相手・輸送方法等）
- ・変更の認定又は届出を要しない実施体制、飼養栽培施設及び計画に係る軽微な変更の

内容

- ・規則第 38 条各号の事項に係る状況（展示、繁殖、生息域内保全に係る事業への寄与、新たな取得個体の取得経緯など）
- ・役員の変更があった場合には、変更後の役員一覧の添付及び新たな役員が法第 48 条の 4 第 4 項第 3 号に該当しない旨

報告対象とする期間は、原則として前年 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの 1 年間（認定後初めての報告にあっては認定の日から次の 3 月 31 日まで）とし、毎年 3 月 31 日時点の状況について、事務様式通知に示す様式第 69 及び同様式別紙によりその年の 4 月末日までに提出させるよう適切に指導することとする。

（例）平成 30 年 6 月 30 日付けで認定を受けた場合

- ・報告対象とする期間：平成 30 年 6 月 30 日～平成 31 年 3 月 31 日
- ・報告の時点：平成 31 年 3 月 31 日
- ・報告の提出期限：平成 31 年 4 月末日まで

※翌年は、平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日の状況について、平成 32 年 4 月末日までに報告することとなる。

11 適合命令（法第 48 条の 8）

認定希少種保全動植物園等が認定基準に適合しなくなったと認められるときは、認定希少種保全動植物園等設置者等に対する適合命令を検討する。なお、「適合しなくなった」とは、あくまで認定後に基準に適合しなくなった場合を指すため、認定の際に既に基準に適合をしていなかったにも関わらず虚偽の申請により認定を受けた者についてはこれに該当せず、認定の取消しについて検討をすることとなる。

12 認定の取消し（法第 48 条の 9）

認定希少種保全動植物園等が、法若しくは法に基づく命令又は法に基づく処分に違反したとき、不正の手段により認定、変更の認定若しくは認定の更新を受けたとき又は認定基準のいずれかに適合しなくなったときには、認定を取り消すことができる。取消しの検討にあたっては、当該取消しに係る事実の悪質性と認定を受けた者の帰責性等を踏まえ、取消しの要否及びその範囲（取消しを行う場合、認定時に遡って行うかどうか）を個別に検討する。